

ID: 3069

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課 高齢福祉係

処分の概要	指定居宅介護支援事業者の指定の更新		
法令名 根拠条項	介護保険法 第79条の2第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第79条の2第1項の規定による。 (指定の更新) 第79条の2 第46条第1項の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日